

令和5年4月27日

市内高齢者施設
市内障害者施設
市内障害児施設 御中

名古屋市健康福祉局
新型コロナウイルス感染症対策部
新型コロナウイルス感染症対策室
高齢福祉部介護保険課
障害福祉部障害者支援課
名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課

高齢者施設・障害者施設等における令和5年春開始接種について

日頃は、本市の予防接種行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年春開始接種については、初回接種（1・2回目接種）を完了した市民の方で、65歳以上の方、5歳以上64歳以下で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方、医療機関、高齢者・障害者施設等の従事者の方が対象となります。

つきましては、接種を希望する利用者及び従事者（以下「利用者等」という。）が令和5年8月末までに接種を受けられるよう、下記の通り接種体制の構築に努めてください。

なお、今後国等の方針により変更がある場合は、別途お知らせします。

1 令和5年春開始接種の概要

区分	内容
対象者	初回接種（1・2回目接種）を完了した市民の方で、以下の①・②の方 ①65歳以上の方 ②5歳から64歳までの方のうち、以下のアとイの方 ア 基礎疾患を有する方（注1）その他重症化リスクが高いと医師が認める方 イ 重症化リスクが高い方が集まる場所でサービス提供する医療機関、高齢者・障害者施設等の従事者の方（注2）
使用するワクチン	オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社及びモデルナ社ワクチン）（注3）
実施期間（接種できる期間）	令和5年5月8日から令和5年8月末まで
接種時期等	前回接種（2～5回目）からの接種間隔（3か月以上）をあげた上で、実施期間中に1回接種（注3）
その他	・接種費用は無料 ・予防接種法上の努力義務については対象者の方のうち、①65歳以上の方と②ア（基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方）の方が対象

（注1）基礎疾患を有する方の範囲は、下表の通りです。

18歳未満の方の場合	18歳以上の方の場合
以下の病気や状態の方で、通院/入院している方 1. 慢性呼吸器疾患 2. 慢性心疾患 3. 慢性腎疾患 4. 神経疾患・神経筋疾患 5. 血液疾患 6. 糖尿病・代謝性疾患 7. 悪性腫瘍 8. 関節リウマチ・膠原病 9. 内分泌疾患 10. 消化器疾患・肝疾患等 11. 先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態 12. その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）	1. 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方 ① 慢性の呼吸器の病気 ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。） ③ 慢性の腎臓病 ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等） ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。） ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ⑪ 染色体異常 ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ⑬ 睡眠時無呼吸症候群 ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） 2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

(注2) 訪問系、通所系サービスを含むすべての施設従事者が対象となります。詳細なサービス種別については、<参考>をご参照ください。

(注3) オミクロン株対応2価ワクチンの代替として、武田社ワクチン（ノババックス）の接種も可能です。その場合の接種間隔は、前回の接種から6か月以上の接種間隔が必要です。

2 接種券の発送方法（12歳以上）

(1) 申請不要で接種券を発送する方

本市では、下記の①と②に該当する方は令和5年春開始接種の対象者又は対象者にあたる可能性が高い方と判断して、申請なしで接種券を発送します。(注4)(注5)

なお、オミクロン株対応2価ワクチン等を未接種の方で、本市が発行した未使用の接種券をお持ちの方はそちらをご使用ください。改めての発送はしません（紛失・破棄した場合は再発行申請が必要です）。

① 65歳以上の方

② 12歳～64歳の方のうち、

ア 60歳～64歳の方で、令和5年5月7日までにオミクロン株対応2価ワクチン等を接種した方

イ 1・2回目接種の予診票で「基礎疾患を有する」「医療従事者等」「高齢者施設等の従事者」にチェックをした方

ウ 本市の4回目の接種券が令和4年9月30日までに発送された方（基礎疾患や医療従事者等にあたるとの理由で、4回目接種券の発行申請をされた方など）

(注4) 接種券が届いても、接種対象に当てはまらない方は接種できません。なお、接種対象外の場合でも、今回届いた接種券は9月以降の令和5年秋開始接種で使用できる予定ですので、大切に保管してください。

(注5) 5歳から11歳の方の接種券の発送方法等については、別途お知らせします。

(2) 発送予定

(1)の方に対しては、前回の接種完了から3か月以上が経過した方に、令和5年5月8日（月）以降順次発送します。詳細は、本市ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000162418.html>

(3) 接種券の発行申請が必要な方

令和5年春開始接種の対象の方で、(1)に該当しない方は、本市が接種対象者としての把握が出来ないため、接種券の発行申請が必要です。

区 分	内 容	
申請方法	①インターネットによる申請 https://logoform.jp/form/mX9C/248522	
	②郵送による申請 市ウェブサイトをご確認ください https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000162418.html	
発送予定	<ul style="list-style-type: none"> ・5月8日(月)以降、前回接種からの接種間隔に応じて発送します。 ・通常申請から発送まで1週間程度かかります。 	

3 施設内接種の進め方

(1) 接種対象者の確認

接種券をお持ちの方にも令和5年春開始接種の対象とならない方が含まれていることに留意し、接種を受けられる方が接種対象者の要件を満たしているかを必ずご確認いただいた上で、接種を実施していただくようお願いいたします。

※基礎疾患、重症化リスクの有無については、主治医に事前にご確認いただく他、接種会場での予診の際にもご確認いただけます。

(2) 接種時期の確認

利用者等のうち、接種の対象となる方について、接種が可能となる時期を確認してください。接種券が届いている方はその接種券、まだ届いていない方は過去の接種済証又は接種状況等を管理する帳票（以下「管理帳票」という。）等により確認が可能です。（例外的に施設外で接種を受ける利用者等についても行ってください。）

(3) 接種実施医療機関の確保と接種計画の作成

接種実施医療機関に接種を依頼し、接種医と接種計画を立ててください。当該計画の内容について、本市が照会する場合があります。

(4) 利用者等への説明・意向確認

接種の対象となる方に対し今回の接種について説明し、接種の希望の有無を

確認してください。説明は、厚生労働省作成の資料や本市作成の接種券同封チラシ等を活用しながら丁寧に行ってください。

なお、新型コロナウイルスに感染した方でも、体調が回復して接種を希望する場合には、接種が可能です。

(5) 接種券の管理等

(ア) 施設以外の住所に利用者等の接種券が届く場合には、その受取人に対し、本人の元に送付・持参等することを依頼してください。

(イ) 接種券を紛失しないよう保管の補助をお願いいたします。(利用者等の同意により施設が預かることは差し支えありません。)

(ウ) 接種券が届かない、届いたが紛失した等の方に対して、必要に応じて発行・再発行手続きの補助をお願いいたします。

接種券の発行・再発行について

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000140104.html>

(6) 対象者・進捗状況等の管理

管理帳票(様式は任意)等の作成により、接種の対象者及び進捗状況を適切に管理してください。

※訪問系・通所系の施設についても、施設内接種を実施する場合には、この内容に基づいて接種体制の構築に努めてください。施設内接種を実施しない場合は、利用者等に早期の接種を促し、接種の促進に努めていただくよう、お願いいたします。

4 入所系施設における接種実施状況調査について

令和5年春開始接種についても、実施(予定)状況調査を行う予定です。調査内容が決まり次第、お知らせいたします。

※訪問系・通所系の施設については、調査を実施する予定はありません。

5 その他

(1) ワクチンの手配について

ワクチンの手配は接種実施医療機関が行いますが、「ファイザー社ワクチン」「モデルナ社ワクチン」ともに十分な供給が可能と見込んでおります。

(2) 接種券無しでの接種について

接種には原則接種券が必要ですが、3か月以上経過したにも関わらず、接種券が接種日までに届いていないなど、やむを得ない事情がある場合は、例外的に接種券が届いていなくても接種が可能です。詳細は令和3年12月23日付の「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して

新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(別添参照)をご参照ください。またその場合には、利用者の接種間隔等を施設において必ずご確認ください。

(3) 他の予防接種との接種間隔について

前後に新型コロナワクチン以外の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおく必要があることにご留意ください。ただし、インフルエンザワクチンについては、同時接種が可能となっております。

(4) 令和4年秋開始接種の終了について

「令和5年春開始接種」の開始に伴い、12歳以上の「令和4年秋開始接種」(現在実施しているオミクロン株対応2価ワクチン接種等)は、令和5年5月7日で終了となります。なお、5歳から11歳の方の「令和4年秋開始接種」は8月末まで継続されます。

(5) 令和5年秋開始接種について

令和5年9月以降は、初回接種を完了した5歳以上のすべての方を対象とした「令和5年秋開始接種」が実施される予定です。今後、国において使用するワクチンや接種間隔が検討されます。

(6) 従来型ワクチンで接種する初回接種(1・2回目接種)は、引き続き実施されます。

(7) 接種費用が無料となる特例臨時接種の扱いは、令和5年度も継続されます。

【お問い合わせ先】

○ワクチン接種の一般的なこと

なごや新型コロナウイルスワクチンコールセンター	電話：050-3135-2252
-------------------------	------------------

○高齢者施設等でのワクチン接種事業に関すること

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 新型コロナウイルス感染症対策室ワクチン接種推進係	電話：052-972-4446
--	-----------------

<参考>本通知の対象となる施設及び施設従事者が接種対象となる施設

○高齢者施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模
多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介
護支援

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応
型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サ
ービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。

○障害者施設

障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉ホーム

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支
援(A型、B型)、就労定着支援

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援(訪
問系サービス等を提供するもの)、自立生活援助、短期入所、計画相談支
援、地域移行支援、地域定着支援

(注) 地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支
援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援セ
ンター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。

○障害児施設

障害児入所施設

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児
童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援

※下線付きの施設種別については、実施状況調査の対象施設です。